

改葬許可の手続きについて

改葬の許可手続きにつきまして、別添の様式により下記のとおり申請いただきますようお願いいたします。

※既にご遺骨が土に返っている時は、改葬許可は不要です。

(ご遺骨を含まない土のみを移動する時、許可は要りません。)

■改葬許可申請書類の作成について

1. 改葬許可証交付申請書

申請書は埋葬者1名につき1通必要となります。

別添の申請書様式を必要に応じてコピーしてご記入ください。

2. 埋葬等の証明書

埋葬証明書は、改葬されようとする死亡者が、現在の墓地に埋葬されていることを証明するものです。

墓地を管理するお寺や管理者等に直接作成をご依頼ください。

(様式に定めはありません。墓地管理者等が作成した証明書で結構です。)

※豊岡市立霊苑をご利用の方は必要ありません。

3. 埋葬者の戸籍抄本または除籍抄本

改葬する死亡者の戸籍抄本または除籍抄本の原本を添付してください。

なお、戸籍抄本等は、死亡日が記入されたものをご用意ください。

※戸籍抄本は埋葬者の本籍があった市町村でのみ発行します。

※お二人分以上を請求されます場合には、謄本でも可能な場合があります。

謄本は、広域交付が可能な場合もあります。お住まいの自治体窓口にお問い合わせください。

4. 改葬許可申請手数料300円(1通につき)

(3人を改葬されますと3人×300円で計900円が必要です。)

5. 郵便で申請する場合

ア. 改葬許可申請手数料分の定額小為替

許可証1通当たり300円の手数料が必要です。手数料分の定額小為替をゆうちょ銀行で購入し、申請書に同封してください。

(3人を改葬されますと3人×300円で計900円が必要です。)

イ. 切手を貼りつけた返信用封筒

返信先の住所を予め記入してください。

6. 墓地使用者と申請者が異なる場合

ア. 承諾書

墓地の使用者以外の方が申請される場合には、墓地使用者からの承諾書が必要となります。特に様式は定めておりません。

■申請窓口・お問合せ

豊岡市役所生活環境課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4

TEL 0796-23-5304 FAX 0796-23-0915